



発行 新潟県
第 34 号
 平成27年5月1日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 735 ふ化業者の登録（畜産課）
- 736 漁業災害補償法による加入区の変更設定（水産課）
- 737 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 738 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 739 公共測量の実施通知（監理課）
- 740 公共測量の終了通知（監理課）
- 741 道路の区域変更（道路管理課）
- 742 道路の区域変更（道路管理課）
- 743 道路の供用開始（道路管理課）
- 744 道路の区域変更（道路管理課）
- 745 道路の供用開始（道路管理課）
- 746 道路の区域変更（道路管理課）
- 747 道路の供用開始（道路管理課）
- 748 道路の区域変更（道路管理課）
- 749 道路の供用開始（道路管理課）
- 750 都市計画事業の認可（都市整備課）

公 告

- 新潟県民栄誉賞の表彰（秘書課）
- 一般競争入札の実施（統計課）
- 狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施（環境企画課）
- 狩猟免許試験の実施（環境企画課）
- 公募型プロポーザルの実施（高齢福祉保健課）
- 特定施設の新設廃止（商業・地場産業振興課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

教育委員会公告

- 一般競争入札の実施（新潟県立図書館）

告 示

◎新潟県告示第735号

養鶏振興法（昭和35年法律第49号）第7条第1項の規定により、ふ化業者を次のとおり登録した。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

登録番号	登録年月日	登録の有効期限	住所及び氏名又は名称	ふ化場の住所地及び名称
------	-------	---------	------------	-------------

新潟27第 1号	平成27年5 月1日	平成30年4月30 日	新潟県新発田市住吉町 2丁目6番23号 岩村養鶏株式会社 代表取締役 岩村 忠衛	岩村養鶏株式会社 加治ふ化場 新潟県新発田市住田七社468番地 岩村養鶏株式会社 金塚ふ化場 新潟県新発田市下西山91番地 岩村養鶏株式会社 加治第二ふ化場 新潟県新発田市下西山93番地1
-------------	---------------	----------------	--	---

◎新潟県告示第736号

平成19年4月27日新潟県告示第1076号（漁業災害補償法に基づく加入区の変更設定について）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成27年9月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成27年8月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

平成19年4月27日新潟県告示第1076号で定めた区分の表中

区 分
1 小型定置漁業
2 小型機船底びき網漁業のうち主として機船手繰網を営む漁業であつて村上市鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業
3 小型機船底びき網漁業のうち主として板びき網を営む漁業であつて村上市鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業
4 主として刺し網を営む漁業であつて村上市鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業
5 主として2から4に掲げる漁業以外の漁業を営む漁業であつて村上市鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業
6 村上市板貝、笹川、桑川、浜新保の地区の者が行う漁業
7 村上市芦谷、寒川、脇川、今川の地区の者が行う漁業

を

区 分
1 小型定置漁業
2 小型機船底びき網漁業のうち主として機船手繰網を営む漁業であつて村上市今川、脇川、寒川、芦谷、鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業
3 小型機船底びき網漁業のうち主として板びき網を営む漁業であつて村上市今川、脇川、寒川、芦谷、鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業
4 主として刺し網を営む漁業であつて村上市今川、脇川、寒川、芦谷、鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業
5 主として2から4に掲げる漁業以外の漁業を営む漁業であつて村上市今川、脇川、寒川、芦谷、鶴泊、寝屋、勝木、碁石、府屋、岩崎、中浜及び伊呉野の地区の者が行う漁業

6 村上市板貝、笹川、桑川、浜新保の地区の者が行う漁業

に改める。

◎新潟県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、胎内市の築地土地改良区の定款の変更を平成27年4月21日認可した。

平成27年5月1日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第738号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営赤川地区農業用排水施設整備（基幹水利施設ストックマネジメント）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成27年5月7日から平成27年6月3日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所、上越市柿崎区総合事務所、上越市吉川区総合事務所

4 その他

(1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。

(2) この土地改良事業計画について不服があつたとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第739号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、阿賀野市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 作業種類 公共測量（航空写真撮影）

2 作業期間 平成27年4月7日から平成28年3月31日まで

3 作業地域 阿賀野市全域

◎新潟県告示第740号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、村上市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があつたので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 作業種類 公共測量（村上市道路台帳（村上地区）補正業務委託 都市計画図作成）

2 作業期間 平成26年9月10日から平成27年3月20日まで

3 作業地域 村上市

◎新潟県告示第741号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務

課において縦覧に供する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟五泉間瀬線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
阿賀野市塚田字前野地92番から	新	5.9～8.0メートル	164.6メートル
同市塚田字前野地68番まで	旧	5.9～13.8メートル	165.7メートル

◎新潟県告示第742号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 253号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市八箇字大久保戊76番51から	新	14.6～38.4メートル	17.3メートル
同市八箇字大久保戊76番へまで	旧	14.6～37.0メートル	17.3メートル

◎新潟県告示第743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 253号
- 2 供用開始の区間
十日町市八箇字大久保戊76番51から同市八箇字大久保戊76番へまで
- 3 供用開始の期日 平成27年5月1日

◎新潟県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新座八箇線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市八箇字大久保戊67番1から	新	12.7～44.4メートル	24.8メートル
同市八箇字大久保戊76番23まで	旧	12.7～44.4メートル	24.8メートル

◎新潟県告示第745号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 新座八箇線
- 2 供用開始の区間
十日町市八箇字大久保戊67番1から同市八箇字大久保戊76番23まで
- 3 供用開始の期日 平成27年5月1日

◎新潟県告示第746号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢小栗山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市塩沢字馬屋俎板平トビ岩ガキ山フヨジ2343番2から	新	14.5～23.0メートル	85.3メートル
同市塩沢字馬屋俎板平トビ岩ガキ山フヨジ2343番2まで	旧	13.0～18.0メートル	85.3メートル

◎新潟県告示第747号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 田沢小栗山線
- 2 供用開始の区間
南魚沼市塩沢字馬屋俎板平トビ岩ガキ山フヨジ2343番2から同市塩沢字馬屋俎板平トビ岩ガキ山フヨジ2343番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年5月1日

◎新潟県告示第748号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢小栗山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市八箇字中ノ沢壬3番62から	新	13.0～58.4メートル	89.1メートル
南魚沼市吉里字松葉平外谷2990番15まで	旧	13.0～44.2メートル	89.1メートル

◎新潟県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 田沢小栗山線
- 2 供用開始の区間
十日町市八箇字中ノ沢壬3番62から南魚沼市吉里字松葉平外谷2990番15まで
- 3 供用開始の期日 平成27年5月1日

◎新潟県告示第750号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
柏崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 柏崎都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・18号日吉町桜木町線及び3・4・5号諏訪町松波町線
- 3 事業施行期間
平成27年5月1日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
柏崎市桜木町字砂浜及び字西浜地内
 - (2) 使用の部分
なし

公 告

新潟県民栄誉賞の表彰について（公告）

新潟県民栄誉賞規則（平成12年新潟県規則第157号）第2条の規定により、次の者を表彰した。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

功 績	氏 名	所在地
-----	-----	-----

新潟県を代表する作家として活躍

中川 雅志 (火坂 雅志)

神奈川県平塚市

一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第1項の規定により、平成27年国勢調査における調査区要図プレプリント作成業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

平成27年国勢調査における調査区要図プレプリント作成業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 委託契約期間

契約締結の日から平成27年7月31日 (金) まで

(4) 納入場所

市町村ごとに仕様書で定める場所

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 入札説明書に定める「一般競争入札参加資格確認申請書」を下記3の場所に平成27年5月19日 (火) までに提出し、本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けた者であること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部統計課生活統計班

電話番号 025-280-5420 (直通)

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成27年5月13日 (水) まで前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

入札日時 平成27年5月22日 (金) 午前10時

入札場所 新潟県庁行政庁舎16階 入札室

5 その他

(1) 入札保証金

契約希望本体金額に100分の8に相当する額を加算した金額の100分の5以上に相当する金額とする。ただし、入札保証金の納付は、新潟県財務規則 (昭和57年新潟県規則第10号) (以下「財務規則」という。)第42条に規定する担保の提供をもって代えることができる。なお財務規則第43条第1号に該当する場合は、免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金とする。ただし、契約保証金の納付は、財務規則第42条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。なお、財務規則第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- ア 入札に参加する者に必要な資格のない者又は競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者が行った入札
- イ 入札に参加する条件に違反した入札
- ウ 財務規則第62条第1項各号に掲げる入札
- エ 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

イ その他詳細は入札説明書による。

狩猟免許更新に伴う適性試験及び講習の実施について（公告）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項及び第4項に規定する適性試験及び講習を次のとおり実施する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 適性試験及び講習の日時、会場

月 日	受付時間	開始時間	会場及び所在地	対象地域	申請期間
6月16日(火)	午後1時	午後1時30分	荒川地区公民館 (村上市羽ヶ榎 104-25)	村上市(旧荒川町、旧神林村)、 関川村	5月7日(木) ～6月1日 (月)
7月17日(金)	午後1時	午後1時30分	村上市民ふれあいセ ンター (村上市岩船 3270)	村上市(旧村上市、旧朝日村、 旧山北町)、粟島浦村	6月8日(月) ～7月2日 (木)
6月28日(日)	午後1時	午後1時30分	胎内市産業文化会 館 (胎内市新和町 2-5)	胎内市	5月19日(火) ～6月12日 (金)
7月22日(水)	午後1時	午後1時30分	阿賀野市水原保健 センター (阿賀野市岡山 町10-15)	阿賀野市	6月12日(金) ～7月7日 (火)
8月8日(土)	午後1時	午後1時30分	新発田市カルチャー センター (新発田市本町 4-16-83)	新発田市、聖籠町	6月30日(火) ～7月24日(金)
6月16日(火)	午後1時	午後1時30分	五泉市福祉会館 (五泉市太田 1092-1)	五泉市	5月7日(木) ～6月1日 (月)
6月23日(火)	午後1時	午後1時30分	阿賀町公民館 (東蒲原郡阿賀鹿 瀬8985-1)	阿賀町	5月14日(木) ～6月8日 (月)
6月12日(金)	午後1時	午後1時30分	加茂市役所 (加茂市幸町 2-3-5)	加茂市、田上町	5月7日(木) ～5月28日(木)

7月7日(火)	午後1時	午後1時30分	三条東公民館 (三条市興野 1-13-70)	三条市	5月28日(木) ~6月22日(月)
7月25日(土)	午後1時	午後1時30分	吉田産業会館 (燕市吉田東栄町 14-12)	燕市、弥彦村	6月15日(月) ~7月10日(金)
6月19日(金)	午後1時	午後1時30分	長岡地域振興局 (長岡市沖田 2-173-2)	長岡市(旧小国町、旧川口町)、小千谷市	5月11日(月) ~6月4日(木)
7月22日(水)	午後1時	午後1時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町 2-1-1)	長岡市(旧栃尾市、旧三島郡)、見附市、出雲崎町	6月12日(金) ~7月7日(火)
7月31日(金)	午後1時	午後1時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町 2-1-1)	長岡市(旧三島郡、旧栃尾市、旧川口町、旧小国町以外)	6月22日(月) ~7月16日(木)
8月30日(日)	午後1時	午後1時30分	長岡地域振興局 (長岡市沖田 2-173-2)	三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村、上越市、妙高市、糸魚川市	7月21日(火) ~8月14日(金)
7月3日(金)	午後1時	午後1時30分	小出郷福祉センター (魚沼市井口新田 267)	魚沼市	5月25日(月) ~6月18日(木)
6月26日(金)	午後1時	午後1時30分	南魚沼市ふれ愛支援センター (南魚沼市坂戸 399-1)	南魚沼市、湯沢町	5月18日(月) ~6月11日(木)
6月30日(火)	午後1時	午後1時30分	道の駅クロステン十日町 (十日町市本町 6丁目)	十日町市、津南町	5月21日(木) ~6月15日(月)
7月3日(金)	午後1時	午後1時30分	柏崎エネルギーホール (柏崎市駅前 2-2-30)	柏崎市、刈羽村	5月25日(月) ~6月18日(木)
6月21日(日)	午後1時	午後1時30分	上越市市民プラザ (上越市土橋 1914-3)	上越市直江津地区、上越市高田地区、上越市三和区、清里区	5月12日(火) ~6月5日(金)
6月30日(火)	午後1時	午後1時30分	大潟コミュニティプラザ (上越市大潟区土底浜1081-1)	上越市柿崎区、吉川区、大潟区、頸城区、上越市直江津地区	5月21日(木) ~6月15日(月)
7月17日(金)	午後1時	午後1時30分	はーとぴあ中郷 (上越市中郷区二本木1763)	上越市中郷区、板倉区、妙高市	6月8日(月) ~7月2日(木)
7月31日(金)	午後1時	午後1時30分	安塚コミュニティプラザ (上越市安塚区安塚777)	上越市浦川原区、大島区、安塚区、牧区	6月22日(月) ~7月16日(木)

8月7日(金)	午後1時	午後1時30分	糸魚川地域振興局 (糸魚川市南押上 1-15-1)	糸魚川市、上越市名立区	6月29日(月) ～7月23日(木)
7月23日(木)	午後1時	午後1時30分	アミューズメント佐渡 (佐渡市中原 234-1)	佐渡市	6月12日(金) ～7月8日 (水)
6月14日(日)	午後1時	午後1時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新 光町4-1)	新潟市西区	5月7日(木) ～5月29日(金)
6月24日(水)	午後1時	午後1時30分	新潟市北区豊栄地 区公民館 (新潟市北区東栄 町1-1-15)	新潟市北区	5月15日(金) ～6月9日 (火)
7月3日(金)	午後1時	午後1時30分	新潟市南区白根カ ルチャーセンター (新潟市南区上下 諏訪木1775-1)	新潟市南区	5月25日(月) ～6月18日(木)
7月24日(金)	午後1時	午後1時30分	新潟市西蒲区巻地 区公民館 (新潟市西蒲区巻 甲635)	新潟市西蒲区	6月15日(月) ～7月9日 (木)
8月4日(火)	午後1時	午後1時30分	新潟市秋葉区新健 康センター (新潟市秋葉区程 島1979-4)	新潟市秋葉区	6月25日(木) ～7月17日(金)
8月9日(日)	午後1時	午後1時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新 光町4-1)	新潟市東区、中央区、江南区	6月30日(火) ～7月24日 (金)
9月6日(日)	午後1時	午後1時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新 光町4-1)	全県	7月28日(火) ～8月21日(金)

2 受講対象者

平成24年度に狩猟免許を受けた者

3 受講申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許更新申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真をはり付け、所定の狩猟免許更新手数料(新潟県収入証紙2,900円)を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書(アの許可を受けていない者)

アの銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書(①統合失調症、②そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、③てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。))及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの)。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年

度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

1の受講者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉(環境)部で受講しようとする者は、管轄する地域振興局健康福祉(環境)部に、県庁で受講しようとする者は、新潟県県民生活・環境部環境企画課に、講習日の40日前から15日前までに提出すること。

4 受講者への通知等

狩猟免許更新申請書を受理した後、受講者へ適性試験、講習の日時及び会場を明示した受講票を送付する。

5 適性試験、講習の内容及び順序等

狩猟に関する適性試験を行った後、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法令、鳥獣の判別並びに猟具の取り扱いについて所定時間の講習を行う。

6 適性試験及び講習会場の指定

適性試験及び講習会場は、受講者の住所地ごとに1の適性試験及び講習の日時、会場のとおり指定されているので、受講票に明示された会場で受講すること。指定された日時及び会場で受講できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許更新申請書を提出した地域振興局健康福祉(環境)部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 適性試験の合格者

適性試験に合格した者に狩猟免許を交付する。狩猟免許の交付を受けた者は、狩猟免許の交付を受けた地域振興局健康福祉(環境)部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に旧狩猟免許を返納すること。

8 適性試験及び講習についての問い合わせ

地域振興局健康福祉(環境)部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課(025(280)5152)に問い合わせること。

狩猟免許試験の実施について(公告)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 試験の日時及び場所

試験			試験会場 (所在地)	対象地域	申請期間
月 日	受付時間	開始時間			
7月11日 (土)	午前9時	午前9時30分	新発田市カルチャーセンター (新発田市本町4丁目16-83)	村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	6月1日(月)～6月22日(月)
			長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽村	
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3-8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟ユニゾンプラザ (新潟市中央区上所2-2-2)	新潟市、五泉市、阿賀町、燕市、佐渡市	
9月13日 (日)	午前9時	午前9時30分	長岡市中央公民館 (長岡市幸町2-1-1)	三条市、加茂市、田上町、弥彦村、長岡市、見附市、小千谷市、出雲崎町、魚沼市、南魚沼市、湯沢町、十日町市、津南町、柏崎市、刈羽	8月3日(月)～8月24日(月)

				村	
			上越地域振興局健康福祉環境部 (上越市春日山町3-8-34)	上越市、妙高市、糸魚川市	
			新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	新潟市、五泉市、阿賀町、燕市、佐渡市、村上市、関川村、粟島浦村、新発田市、阿賀野市、胎内市、聖籠町	
11月20日(金)	午前9時	午前9時30分	新潟県庁 (新潟市中央区新光町4-1)	全県	10月9日(金)～10月30日(金)

2 受験資格

新潟県内に住所を有する試験当日20歳以上（網猟免許又はわな猟免許を受験する場合は18歳以上）の者

3 受験申込みの手続

(1) 提出書類

狩猟免許申請書に必要事項を記入し、所定欄に申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真をはり付け、所定の狩猟免許手数料（新潟県収入証紙5,200円（現に受けている狩猟免許と異なる狩猟免許を受けようとする場合にあっては、3,900円））を添えて提出すること。

(2) 添付書類

ア 猟銃・空気銃所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けている者は当該許可に係る許可証の写し

イ 医師の診断書（アの許可を受けていない者）

アの銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を受けていない者は医師の診断書（①統合失調症、②そううつ病（そう病及びびうつ病を含む。）、③てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）及び④自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気並びに⑤麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒に関するもの）。

診断書は、受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度診断書を提出した者が同一年度内に再受験する場合は、申し出により診断書提出を省略できるものとする。

ウ 住民票

受験日と同一年度に発行されたものを有効とする。なお、一度住民票を提出した者が同一年度内に再度受験する場合は、前回受験時から住所の変更がない場合に限り、申し出により住民票提出を省略できるものとする。

(3) 書類の提出先及び受付期間

受験者の住所地を管轄する地域振興局健康福祉（環境）部（新潟市に住所を有する者は新潟県県民生活・環境部環境企画課）に、第1回（平成27年7月11日実施）を受験しようとする者には平成27年6月1日から6月22日までの間に、第2回（平成27年9月13日実施）を受験しようとする者には平成27年8月3日から8月24日までの間に、第3回（平成27年11月20日実施）を受験しようとする者には平成27年10月9日から10月30日までの間に提出すること。

4 受験者への通知等

狩猟免許申請書を受理した後、受験者へ免許試験の日時及び会場を明示した受験票を送付する。

5 狩猟免許試験の内容、順序等

狩猟に関する適性、技能及び知識について行うが、これらの試験を行う順序は適性試験、知識試験、技能試験とし、適性試験又は知識試験のいずれかに合格しなかった者は、技能試験を受けることができない。

6 試験会場の指定

試験会場は、受験者の住所地ごとに、1の試験の日時及び場所のとおり対象地域が定められているので、受験票に明示された会場を受験すること。指定会場以外で受験を希望する場合は、申請の際に、申し出るものと

する。指定された日時及び会場で受験できない場合は、指定された日の3日前までに狩猟免許申請書を提出した地域振興局健康福祉（環境）部、又は新潟県県民生活・環境部環境企画課に申し出ること。

7 狩猟免許試験の合格者

狩猟免許試験に合格した者に対し、狩猟免許状を交付する。

8 狩猟免許試験についての問い合わせ

新潟県県民生活・環境部環境企画課（電話025(280)5152）、又は地域振興局健康福祉（環境）部に問い合わせること。

敬老事業に係る記念品発注業者の選定における提案書の提出について（公告）

敬老事業の記念品の発注業者を公募型プロポーザル方式により選定することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 提案内容

敬老事業における記念品

詳細については、敬老事業に係る記念品のプロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるところによる。

2 参加者に求める資格

本件に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

- (1) 新潟県内に主たる営業所（本社又は本店等）を置く者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 新潟県の県税の納入義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更正計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

3 実施要領の交付等

実施要領は、本公告の日から新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係で交付するほか、新潟県ホームページで公開する。

4 質疑書の提出

本件について疑義が生じた場合は、次に定めるところにより、質疑書を提出する。

- (1) 提出期限 平成27年5月20日（水）午後5時15分
- (2) 提出場所 新潟県福祉保健部高齢福祉保健課高齢化対策係
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

5 参加申込書及び提案書の提出

本件に参加しようとする者は、次に定めるところにより、参加申込書及び提案書を提出する。

- (1) 提出期限 平成27年5月29日（金）午後5時15分（必着）
- (2) 提出場所 4の(2)
- (3) 提出方法 実施要領に定める方法による。

6 提案書の審査

- (1) 審査は、新潟県敬老事業記念品選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。

ア 実施要領に適合しない参加申込書及び提案書を作成し、提出した者

イ 記載すべき事項の全部又は一部を記載せず、あるいは虚偽の記載をし、参加申込書及び提案書を提出した者

7 審査結果の通知

選定委員会が提出された参加申込書及び提案書に基づき審査し、最も優れた提案を行った者を決定する。
審査結果は全ての参加者に書面で通知する。

8 契約の締結

県は、最優秀提案者と本件発注業務について契約締結の交渉を行う。

ただし、その者が地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

9 異議の申立て

提案者はプロポーザル実施後、実施要領等の内容の不知・不明を理由として、異議を申し立てることはできない。また、郵便事故等により申込書等が提出先に到達しなかったことに対する異議を申し立てることはできない。

10 その他

- (1) 参加申込書及び提案書の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とする。
- (2) 提案書の審査を行う際、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (3) 提出された書類は返却しない。
- (4) 提出書類で用いる言語は日本語、通貨は円とする。

特定施設の新設廃止について（公告）

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例（平成19年新潟県条例第86号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定による特定施設の新設をしないこととした旨の届出の概要を次のとおり公表する。

平成27年5月1日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (1) 名 称 ・ユニー株式会社
・ほか1者
- (2) 住 所 ・愛知県稲沢市天池五反田町1番地
・ほか1者
- (3) 代表者の氏名 ・代表取締役 佐古 則男
・ほか1者

2 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (1) 名 称 ・ゼビオ株式会社
・ほか5者
- (2) 住 所 ・福島県郡山市朝日三丁目7番35号
・ほか5者
- (3) 代表者の氏名 ・代表取締役 諸橋 友良
・ほか5者

3 特定施設の名称

シネマする街千秋通り

4 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地の面積

- (1) 所在地 長岡市千秋二丁目1087番地1外
- (2) 敷地の面積 27,990平方メートル

5 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日（廃止前のもの）

- (1) 特定施設の新設の予定地の開発行為に係る工事に着手する日
既存宅地のため開発行為に係る工事は不要
- (2) 特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
平成25年12月25日（予定）

6 特定施設の新設をする日（廃止前のもの）

平成26年8月26日（予定）

7 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計

- (1) 特定施設の床面積の合計
（廃止前）15,146平方メートル

- (廃止後) 6,909平方メートル
- (2) 特定施設の店舗面積の合計
(廃止前) 9,035平方メートル
(廃止後) 3,831平方メートル
- 8 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域 (廃止前のもの)
- (1) 特定施設の集客予定数
1日当たり約10,000人
- (2) 特定施設の集客を予定している区域
長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、十日町市、見附市、燕市、魚沼市、弥彦村、出雲崎町及び刈羽村の区域
- 9 届出年月日
平成27年4月2日

病院局公告

一般競争入札の実施について (公告)

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第1項の規定により、食器類下膳及び洗浄業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年5月1日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

1 入札に付する事項

- (1) 件名
新潟県立中央病院 食器類下膳及び洗浄業務委託一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成27年6月1日から平成30年5月31日まで
- (4) 納入場所
新潟県立中央病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額 (当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法 (平成14年法律第154号) による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法 (平成11年法律第225号) による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 200床以上の病床数を有する病院の食器類下膳及び洗浄業務を、平成24年1月1日以降、12ヶ月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (7) 当該調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2323

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 参加資格確認書類の提出期限
平成27年5月14日(木)午後5時
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成27年5月19日(火)午前10時
新潟県立中央病院 講堂1
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
入札時に、契約希望金額を契約月数(36ヵ月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県 病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。
 - (3) 契約保証金
契約を締結する者は、契約金額を契約月数(36ヵ月)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき上記2に規定する入札参加資格を証明する書類を、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否 要
 - (7) 暴力団等の排除
 - ①誓約書の提出
契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - ②不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。
 - (8) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (9) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (10) その他
詳細は入札説明書による。

教育委員会公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、新潟県立図書館清掃業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達はWTOに基づく政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものである。

平成27年5月1日

新潟県立図書館長 桑原 光矢

1 入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
新潟県立図書館清掃業務委託 一式
- (2) 案件の仕様書等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 委託期間
平成27年7月1日から平成30年6月30日まで
- (4) 履行場所
新潟県立図書館

2 入札に参加する者に必要な資格

次の条件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 新潟県庁舎等管理業務入札参加資格者名簿の営業種目「建築物清掃業務」又は「建築物環境衛生総合管理業務」に登録されている者であること。
- (5) 国（公団含む）、県又は地方公共団体の施設で清掃業務を平成17年4月1日以降、24か月以上継続して行った実績を有することを証明した者であること。
- (6) 新潟県の県税の納付義務を有する者にあつては、当該県税の未納がないものであること。
- (7) 本入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。
- (8) 下記4に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本入札に係る参加資格を有することについて新潟県立図書館長から確認を受けている者であること。

3 入札説明書の交付等

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8602
新潟県新潟市中央区女池南3丁目1番2号
新潟県立図書館 管理課 管理係
電話番号 025-284-6607
Eメール ngt502010@pref.niigata.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付期間

平成27年5月1日(金)から平成27年5月19日(火)まで（新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条第1項各号に規定する日を除く。）の各日の午前9時から午後5時まで。

- (3) 質問書の提出

入札説明書に定めるところによる。

4 本入札に係る参加資格の確認

本入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、確認を受けなければならない。

この場合において、次に定めるところに従わなかった者及び2に定める資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

なお、本入札に係る参加資格の確認結果については申請者に対し、それぞれ書面により平成27年5月29日(金)までに通知する。

- (1) 提出期限

平成27年5月22日(金)午後3時まで

- (2) 提出場所

郵便番号 950-8602
新潟県新潟市中央区女池南3丁目1番2号
新潟県立図書館 管理課 管理係

- (3) 提出方法

本人（法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。）若しくはその代理人の持参又は郵送とする。ただし、郵送による場合は、配達証明付きの書留郵便（封筒の表に、「新潟県立図書館清掃業務委託に係る競争入

札参加資格確認申請書在中」の朱書きをしたものに限る。)とし、上記(1)に定める提出期限までに、到達するように郵送すること。

(4) 提出書類

入札説明書に定めるところによる。

5 本入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成27年6月11日(木) 午前10時

(2) 場所

新潟県新潟市中央区女池南3丁目1番2号

新潟県立図書館 大研修室

6 入札の手續等

(1) 入札方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、3の(1)に掲げる問い合わせ先をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」と朱書きをし、中封筒に1(1)の委託案件の名称及び5(1)に定める入札執行日時を記載したものに限る。)を5の(1)に定める日の前日の午後5時までに到着するように郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(代理人が入札書を入札執行時に持参する場合は、代理人)に限る。

(3) 入札書の記載方法

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、自己の希望する落札価格の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

本入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内のうち最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他は、入札説明書による。

8 無効入札

以下に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

(1) 上記4に定める競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者及び上記2に定める本入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 入札に参加する条件に違反した入札

(3) 新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号。以下「財務規則」という。)第62条第1項各号に掲げる入札

(4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金

免除する。

10 契約保証金

財務規則第41条の規定に基づき、実際の契約金額(消費税及び地方消費税を含む金額)を36(契約の月数)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上とする。(1円未満の端数があるときは切り捨てる。)ただし、財務規則第44条第1号に該当する場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

11 契約書及び契約条項

「新潟県立図書館清掃業務委託契約書(案)」のとおりとする。

なお、契約内容については落札者決定後に内容を踏まえて協議の上、変更する場合がある。

12 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

なお、新潟県庁舎等管理業務入札参加資格申請時に誓約書を提出している者は提出不要とする。

(3) その他

ア 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 本入札に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、解除することがある。

ウ 本入札及び契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。

エ 平成28年度以降平成30年度までの間、新潟県立図書館の清掃業務に係る予算が新潟県議会において議決されなかった場合、本入札の手續について停止の措置を行うことがある。

13 Summary

(1) Nature and quantity of the services required:

Cleaning services for Niigata Prefectural Library

(2) Deadline of application for qualification to participate in the bid:

3:00 p.m. May 22, 2015

(3) Time and place of bidding:

10:00 a.m. June 11, 2015

Niigata Prefectural Library

(4) Contact for more information:

Administration Office

Niigata Prefectural Library

3-1-2 Meikeminami, Chuo-ku, Niigata-shi, Niigata-ken, 950-8602, Japan

TEL 025-284-6607

E-mail ngt502010@pref.niigata.lg.jp